

令和5年3月28日
千葉県報第13823号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

1	措置通知提出日	1
2	措置通知機関数	1
3	指摘等結果の措置通知件数	1

第1 定期監査

1 普通会計

その1	総務部政策法務課	2
その2	総務部総務ワークステーション	2
その3	健康福祉部健康福祉指導課	3
その4	商工労働部経営支援課	3
その5	農林水産部安全農業推進課	4
その6	農林水産部森林課	4
その7	県土整備部都市整備局建築指導課	5
その8	教育庁教育振興部生涯学習課	5
その9	教育庁教育振興部学校安全保健課（保健体育課）	6
その10	香取県税事務所	6
その11	市川児童相談所	7
その12	印旛農業事務所	8
その13	香取農業事務所	8
その14	海匠農業事務所	9
その15	東葛飾土木事務所	9
その16	印旛土木事務所	10
その17	夷隅土木事務所	11
その18	市原土木事務所	11
その19	千葉港湾事務所	12

2 公営企業会計

その20	企業局水道部計画課	13
その21	企業局土地管理部土地事業調整課	13
その22	企業局土地管理部資産管理課	14
その23	企業局土地管理部土地分譲課	14
その24	千葉水道事務所	15
その25	がんセンター	15
その26	救急医療センター	16

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

- 1 措置通知提出日 令和5年2月8日から令和5年2月27日までに通知のあったもの
- 2 措置通知機関数
 - (1) 定期監査
 - ア 普通会計 19機関、 25件（指摘事項 7件、注意事項 18件）
 - イ 公営企業会計 7機関、 8件（指摘事項 1件、注意事項 7件）
- 3 指摘等結果の措置通知件数
 - (1) 定期監査
 - ア 普通会計
 - (ア) 指摘事項に対する措置（7件）
 - a 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 2件
 - b 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 2件
 - c 個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの・・・・ 1件
 - d 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件
 - e 委託業務に係る不適切な発注手続について、再発防止を求めたもの・・・・ 1件
 - (イ) 注意事項に対する措置（18件）
 - a 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8件
 - b 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 3件
 - c 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 2件
 - d 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの・・・・・・ 2件
 - e 普通財産について、適正な管理を求めたもの・・・・・・・・・・・・ 1件
 - f 支払先の誤認について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・ 1件
 - g 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・ 1件
 - イ 公営企業会計
 - (ア) 指摘事項に対する措置（1件）
 - a 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・ 1件
 - (イ) 注意事項に対する措置（7件）
 - a 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 4件
 - b 個人情報の取扱について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件
 - c 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件
 - d 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・ 1件

定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 総務部政策法務課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

当該債権は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の定めるところにより、公益認定の取消処分を受けた墓地を経営する法人に係る公益目的取得財産残額に相当する額について、県が贈与を受けたものとみなされ（みなし贈与）、取得した金銭債権である。

しかしながら、当該法人は墓地に係る土地や建物以外にほとんど資産がなく、債権の回収を行った場合、墓地使用権を有する利用者に損害を発生させることとなるため、当該法人に対し墓地経営を行っている公益法人への事業譲渡を行うよう墓地経営許可権者である千葉市とともに指導しており、利用者の保護を図りながら対応しているところである。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月17日

その2

1 監査対象機関 総務部総務ワークステーション

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

普通財産として管理している土地について、長期間に渡り貸付契約が締結されていない事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、適正な管理を行うこと。

3 講じた措置の内容

総務ワークステーション及び関係地域振興事務所にて、他の所管している土地において、貸付契約が締結されていない電柱等が設置されていないか令和4年8月から9月にかけて現地確認を行ったところ、未締結の可能性のある電柱等が確認されたため、電柱等の所有者に対し、未締結の可能性のある電柱等の確認と未締結の場合は速やかに貸付申請を行う旨、通知をしたところであり、申請があり次第、貸付承認等の手続を行っていくこととしている。

また、所管している土地に設置している既存の看板に電柱等を設置する際の連絡先を記載して周知を図るとともに、定期的な見回りも行うことで、適切な財産管理に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月17日

その3

1 監査対象機関 健康福祉部健康福祉指導課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月22日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

個人情報等が記載された請求書類等について、管理体制の不備により紛失し、それに伴う支払遅延及び国庫委託金が受け取れないという不適切な事案が発生した。今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

被爆者健康診断委託費に係る請求書類等の紛失による支払遅延等は、書類の保管、支払事務を担当者1名のみで行い、書類の保管状況や支払事務の進捗管理について担当者以外の職員が把握していなかったため発生した。

再発防止策として、2名以上で書類の確認及び保管を行い、さらに請求書類の受付台帳を作成し、請求書類の受付日・請求者・内容・金額・支払完了日を記入することとし、書類紛失及び支払遅延が発生しないよう事務処理の改善を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その4

1 監査対象機関 商工労働部経営支援課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）18,674,860円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

令和3年度決算における収入未済額は、中小企業高度化資金2件11,688,023円、中小企業近代化資金5件6,986,837円、合計7件18,674,860円であった。

本件収入未済のうち、中小企業高度化資金の収入未済については、令和4年度中に連帯保証人からの分納により1,500,000円の返済があり、現在、更なる回収に向けた交渉を進めているところである。

また、中小企業近代化資金の収入未済については、令和4年度も主債務者及び連帯保証人に対し、分納の着実な履行を促すために文書による催告を行い、947,500円を回収した。

その結果、令和5年1月31日現在の本件収入未済額は、中小企業高度化資金2件10,188,023円、中小企業近代化資金4件6,039,337円、合計6件16,227,360円に減少した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月27日

その5

1 監査対象機関 農林水産部安全農業推進課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（補助金返還金）16,265,000円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にいき、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

雑入（補助金返還金）の収入未済16,265,000円については、令和4年9月から令和5年1月の各月に債務者へ納付書を送付したが、いずれも納付がなかったため電話による催告（架電9回、うち通話1回）を行った。

今後も引き続き、毎月納付書を送付し、納付がない場合は電話による催告を行い、納付を促すとともに、債務者本人の状況確認を行うなど徴収対策に万全を期し、収入未済の解消に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その6

1 監査対象機関 農林水産部森林課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

消費税について、申告が遅延している事例が1件（137,300円）及び当該遅延に伴う無申告加算税（6,500円）の発生が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、職員に本業務の知識が不足していたこと及び組織としての業務管理体制が不十分だったことから発生したものである。

再発防止策として、根拠法令等をよく確認の上、事務処理を進めるとともに、進捗状況を随時組織内で共有することや職員が異動する際は、当該業務について引継事項として書面により複数の職員で情報を共有することで、適切な業務管理に努めた。

なお、令和4年度も同様の業務が発生したため、税務署からの通知を確認し、確定申告を行った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その7

1 監査対象機関 県土整備部都市整備局建築指導課

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 8月26日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

千葉県指定道路管理システム賃貸借保守業務(3,273,600円)について、予算の裏付けのないまま、翌年度の支出を伴う契約を締結している事例が認められたことから、今後は、関係法令を遵守し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、長期継続契約の終了から1年間延長し、債務負担行為を設定せずに、年度を越える期間で契約を締結した事例であり、長期継続契約に関する知識の不足や組織的なチェックが不十分であったことが原因である。再発防止策として、職員に対し当該事案及び関係規則等について周知するとともに、財務に関する研修を実施した。

また、決裁時における関係規則等の添付及び確認を徹底していくことで、チェック体制の強化に努めている。

さらに、複数年度に渡る契約をする際は、予算編成時から長期継続契約や債務負担行為等の手続を確認し、適正な事務の執行に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その8

1 監査対象機関 教育庁教育振興部生涯学習課

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 8月18日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

使用料及び賃借料の執行について、事務の遅延に伴う過大な支出(18,415円)が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、県教育会館で開催予定だった研修会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Web会議システムによる開催に変更決定後、速やかに会場の予約を取り消さなかったことから、過大な支出が発生したものである。

再発防止策として、改めて財務規則や会議室予約時の規約の確認を徹底するとともに、研修会の中止など通常と異なる対応をとる場合には、複数名で事務処理に漏れがないか確認することとし、管理職等による業務の進捗管理を定期的に行うことで、組織としてのチェック体制を強化した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月15日

その9

1 監査対象機関 教育庁教育振興部学校安全保健課（保健体育課）

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 8月18日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

健康管理医（産業医）に係る報酬の支払において、相手方を誤って支払った事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に努めること。

3 講じた措置の内容

本件は、県立学校の健康管理医（産業医）に支払う報酬について、相手方を誤って委嘱解除した者に支払った事例である。

報酬の支払に当たっては、健康管理医（産業医）の名簿や委嘱状の写し等を参考資料として支出伝票に添付しているが、委嘱手続の際に委嘱解除及び後任者への委嘱に係る情報を反映せず、支払に係る決裁過程において、前任者を委嘱した際の委嘱状等を添付し確認を行ったことが原因である。

再発防止策として、健康管理医（産業医）の委嘱等を行う際は、その名簿等について適切に更新するとともに、更新後は、確認者による確認を徹底した。また、本事例を踏まえ、報酬の支払時には、添付資料等に誤りがないか十分に確認を行うなど、適正な支払手続に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月15日

その10

1 監査対象機関 香取県税事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 6月24日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

軽油引取税に係る路上抜取調査において、実施体制の不備により発生した調査協力者所有物の紛失事故について、本来であれば必要な手続を行った上で金銭による補償を行うべきところ、職員が私費で物品を購入し、実質的な補償を行ったという著しく不適正な事例が認められた。

今後、業務の執行に当たっては、組織として適時適切な対応がとられるよう執行体制の改善を図った上で、内部統制を機能させること。

3 講じた措置の内容

当該事案は、軽油の路上抜取調査における燃料キャップ装着時の確認不足と職員の損害賠償事務手続の不知が原因である。再発防止策として以下の措置を講じた。

(1) 職員への周知徹底

所内コンプライアンス研修において、職員に対し当該事案の経緯と損害賠償事務手続について説明し、事故発生時、早期解決を図るために安易な方法を取らず、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

また、毎月の所内会議において、各課長に繰り返し注意を促し職員への周知を図っている。

(2) 内部統制3様式の職員への配付

財務事務を行う全ての管理課職員に配付し、担当業務におけるリスクを把握した上で慎重に事務処理を行うよう指導した。

(3) 財務事務における内部統制 3 様式の活用

執行伺いや支出負担行為などの財務事務の手順の都度、内部統制 3 様式を添付することにより、業務の手順とリスクを確認し不適正な処理の未然防止を図っている。

(4) 軽油路上抜取調査時における確認の徹底

ア 令和 3 年度末に総務部税務課において見本品採取書の様式変更を行い、燃料キャップ装着の確認欄を設けた。また、採油終了時に、調査対象者である運転手には、自ら燃料キャップの装着を確認することを依頼し、聴取担当者と運転手の双方で燃料キャップの装着を確認した後、運転手に交付する見本品採取書控えにも、燃料キャップ装着確認済の記録を残すこととした。

イ 採油容器に貼付しているラベルシートに燃料キャップ装着の確認欄を設けて、燃料キャップ装着時の指差し確認及び声出し確認の徹底に加え、抜取担当者(2名)が装着確認後記入している。

また、採油後の容器と燃料キャップが装着された燃料タンクを一緒に写真撮影し、採油終了時に燃料キャップが装着されている状態の記録を残している。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和 5 年 2 月 1 7 日

その 1 1

1 監査対象機関 市川児童相談所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和 3 年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和 4 年 5 月 1 7 日

(3) 監査結果報告年月日 令和 4 年 9 月 1 5 日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

補償、補填及び賠償金(42,228円)の執行において、予算令達されていないにもかかわらず契約し、その後、契約締結日を修正するなど、事務手続に著しく適正を欠く事例が認められた。一連の事務手続について、組織として内部統制が有効に機能しているとは言い難い状況にある。今後は、内部統制体制を整備した上で適正な業務執行に努めるとともに、法令に基づく会計処理を行うこと。

(イ) 注意事項

a 民生費負担金(児童措置費負担金)について、令和 3 年 12 月末現在で 36,311,846 円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実に実行し、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金(児童福祉施設費負担金)に係る収入未済についても、解消に努めること。

b 需用費等の執行について、支払時期の遅延が 10 件(3,176,654 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、職員の契約事務に関する知識・理解の不足や、組織としてのチェック体制が不十分であったことなどが原因である。

再発防止策として、担当者に対しては、財務規則や「支出事務の手引」の確認の徹底を図るとともに、組織としては、当該作業における内部統制 3 様式を活用し、事務フローやリスクを再確認したうえで、管理職によるダブルチェックを確実に実行するなど、内部統制体制の整備を図った。

(2) 注意事項

ア 民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書等による催告を実施し、継続的な徴収に努め、1,165,734円を回収した。また、調定減額を29,386円行ったほか、地方自治法第236条の消滅時効により1,486,870円を不納欠損処分したところである。

この結果、令和3年12月末時点で収入未済であった36,311,846円については、令和4年5月末現在33,629,856円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後の収入未済額が存在しないよう管理の徹底を図っている。

イ 本件は、支出上の必要書類が不足している点を失念したまま支出伝票を起票し、返戻・修正に時間を要したことなどにより発生したものである。

再発防止策として、担当者に対しては、財務規則及び「支出事務の手引」の再確認を促すとともに、組織としては、今回の事例を共有し、複数の者による必要書類等の相互確認や財務システムの支払状況の確認等により支払遅延防止の徹底を図っていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その12

1 監査対象機関 印旛農業事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 6月21日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入について、令和4年2月末現在で15,446,000円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入の収入未済15,446,000円(元金15,446,000円)については、主債務者に対して文書による催告及び営農状況の確認を行ったほか、連帯保証人の相続人に対して、文書による催告及び臨戸を行った結果、主債務者から少額ずつ返済する意向を確認した。

また、連帯保証人の相続人に対して面談を行い、返済を促した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その13

1 監査対象機関 香取農業事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 6月 2日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和3年12月末現在で20,924,237円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等の収入未済 20,924,237 円（元金 6,300,000 円、違約金 14,624,237 円）については、債務者に対して臨戸を主として返済を促した結果、令和 4 年 10 月に元金 60,000 円を回収した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和 5 年 2 月 1 6 日

その 1 4

1 監査対象機関 海匠農業事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和 3 年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和 4 年 7 月 6 日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和 4 年 9 月 1 5 日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 東総台地 2 期道路工事（その 8）等について、積算金額の誤り（計 154,000 円の過小 2 件）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。

(イ) 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和 4 年 3 月末現在で 21,731,055 円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

- (1) 本件は、工事の積算において、積算担当者及びチェック者ともに、土質試験費の単価に諸経費が含まれていると誤認していたことが原因であった。

再発防止策として、本件を関係職員に説明するとともに、単価に諸経費が含まれない土質試験費と、単価に諸経費が含まれる水質・地質分析費の違いなど、積算基準の理解をより深めるため、所内研修会を開催した。

また、積算誤り事例集への追加を行うなど、同様のミスが再び発生しないよう再確認した。

今後は、設計積算に関する研修会等の実施により、積算基準の理解を深めるとともに、所内各課の連携やチェック体制を徹底し、適切かつ適正な積算事務ができるよう職員への周知を図っていく。

- (2) 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等の収入未済 21,731,055 円（元金 9,908,000 円、違約金 11,823,055 円）については、主債務者、連帯保証人等に対し、文書、電話、臨戸により催告を行った結果、元金 90,000 円、違約金 760,000 円を回収した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和 5 年 2 月 1 6 日

その 1 5

1 監査対象機関 東葛飾土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和 3 年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和 4 年 6 月 1 日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和 4 年 9 月 1 5 日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

河川水面使用料について、調定が 3 か月以上遅延している事例が 4 件（48,513,304 円）、1 か月以上 3 か月未満遅延している事例が 144 件（28,289,256 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

(イ) 注意事項

河川敷地等について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、いずれも過年度に許可した継続案件であり、調定する対象及び件数を前年度末までに確認、整理ができていなかったことが原因である。

再発防止策として、年度当初から起票できるよう、占用許可書の写しの整理や継続案件のチェックリストを作成し、業務の進捗状況を管理することとした。

(2) 注意事項

河川敷地の不法占用の主なものは、河川敷地の不法耕作、河川敷地を正当な理由がなく起居の場所としている者（以下、ホームレスという。）、河川管理用通路の不法占用である。

河川敷地の不法耕作については、不法耕作者が不明であるため、解決に向けて定期的にパトロールを実施し、不法耕作者の特定及び撤去の是正指導に努めた。

河川敷地のホームレスについては、坂川敷地において、令和4年11月末現在、1名が住んでいる。

関係機関である松戸市生活支援1課と情報を共有しながら、同市と合同でパトロールを実施したが、本人との面談ができていない。

今後もホームレスが社会的に自立し、退去してもらえるよう関係機関と連携しながら対策を図っていく。

河川管理用通路の住居等の不法占用については、不法占用者に対し、撤去のための文書を送付し、過去に交渉ができていなかった者と撤去に向けた交渉を進めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その16

1 監査対象機関 印旛土木事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 6月21日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

河川敷地について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、当所管理河川のうち1湖沼及び9河川において、令和元年度の調査時点で不法係留船126隻、令和3年度の調査時点で釣台28件、栈橋9件及びその他72件の物件による不法占用が発生しているものである。

船舶については、令和4年度の調査で確認されたのは86隻であり、そのうち船舶番号を把握できた9隻について、主務課である県土整備部河川環境課を通じて国土交通省に所有者確認を行った結果、5隻について所有者に係る情報提供を受けた。

今後は所有者への指導について、河川環境課等の関係機関と協議をしながら解消方法を検討していく。

船舶以外の物件については、違法な看板や柵の設置が多い下手賀川において、対象物件に指導票を貼るほか、行為者に対するメール、電話及び対面による指導を粘り強く行った結果、看板7枚及び柵が一部撤去され、河川への出入りに支障がなくなった箇所を確認することができた。

また、不法占用禁止の注意看板を地元警察署と連名で設置することで、行為者に対する指導及び新たな不法占用の抑制に努めた。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その17

1 監査対象機関 夷隅土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 5月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（原因者負担金）について、令和3年12月末現在で29,657,822円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

相手方の所在が不明なため交渉することができず、また、財産調査を実施したが、差押可能な財産は確認されていない。今後も財産調査、住所、戸籍、法人登記等の調査を継続していく。

「債権管理適正化の手引き」を参考に催告を継続していくとともに、主務課である県土整備部河川環境課等と協議し、徴収方法を検討していく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その18

1 監査対象機関 市原土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 7月 5日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

県単河川維持委託業務（村田川支障木伐採）について、事前の確認を十分にせず他者の財産である樹木の伐採を行った事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 注意事項

県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（第二方面小修繕 その2）について、積算金額の誤り（143,000円の過小）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

土地境界が確定している箇所であれば境界杭等を確認して作業を行い、確定していない箇所であれば地権者と相互で境界を確認すべきところ、確認せずに民地の樹木を伐採してしまったものである。

再発防止策として、部内所属長会議で行われた注意喚起や県土整備部河川環境課長からの通知を職員に周知するとともに、職場学習会を開催し、土地境界の確認や関係者への説明の徹底を教育した。

(2) 注意事項

標準歩掛りを超える範囲の泥土運搬作業については、別途計上することが積算基準に明記されているが、変更設計の積算時に別途計上を失念し、積算に誤りが生じ、過小設計となったものである。

再発防止策として、積算基準及び積算に関する通知等について、職場学習会を開催して内容を周知し、積算基準の適正な解釈を職員間で共有するとともに、事務所独自に作成した「設計書決裁時確認シート」を使用し、組織としてのチェック体制の強化を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その19

1 監査対象機関 千葉港湾事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 6月10日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

港湾施設用地使用料について、調定が3か月以上遅延している事例が1件(1,908,259円)、1か月以上3か月未満遅延している事例が30件(5,571,950円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

(イ) 注意事項

役務費等の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が2件(101,196円)、1か月以上6か月未満遅延している事例が5件(1,914,440円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、いずれも過年度からの継続分や前年度末に更新手続を行った案件であり、調定の対象及び件数を前年度末までに確認、整理ができていなかったことや組織でのスケジュール管理が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、年度当初から調定伝票を起票できるよう、年度末までに対象を整理の上、リスト化し、担当者及び担当課長が調定伝票の起票及び内容についてダブルチェックを行うこととした。

また、管理職員は適切に業務の進行管理を行い、万が一業務に遅れが見られる場合には、必要に応じて補助することとした。

(2) 注意事項

支出負担行為が遅延した7件の事案は、需用費1件、役務費3件、委託料1件、負担金2件で、最大で228日遅延した。

需用費については、緊急修繕に関するものであり、警察協議等の作業により、契約に必要な書類の収集に時間を要してしまったこと、役務費及び負担金については、庁舎新築工事等に付随した支出であり、当所では通常扱うことがなかった支出であったため、担当者が支払方法を誤認し、委託料については、年度当初に起票する案件のリストから漏れてしまっていたことが主な原因である。

再発防止策として、研修の受講などにより、法令の理解を深めるとともに、普段から職員間の意思疎通を図ることとした。

また、年度当初に起票すべき案件は漏れないようすべてリスト化し、担当だけでなく、課内で情報を共有するとともに、管理職員が進捗状況を確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

2 公営企業会計

その20

1 監査対象機関 企業局水道部計画課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 7月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

おいしい水検定の受検者に対して、個人情報が入った認定証や回答用紙を誤送付した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件の誤送付の原因は、送付先の宛名ラベルのチェック段階で住所と氏名の組合せに誤りが見つかり、宛名ラベルの電子データを修正したにもかかわらず、送付する際に誤った宛名ラベルの電子データを使用し印刷・貼付してしまったことである。

二度とこのような誤送付が起きないように、今後は、発送する郵便物に貼付する宛名ラベルを複数の職員で確認することを組織として徹底し、再発防止を図る。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その21

1 監査対象機関 企業局土地管理部土地事業調整課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 7月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

土地の貸付料について、企業局に所有権がなくなったにもかかわらず誤って使用料を徴収し、還付するに至った事例が複数認められたことから、再発防止策を徹底し、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、土地を分譲した際、当該土地における電柱等への貸付の確認が漏れたことにより、貸付終了の手続が行われなかったため生じた事案である。

土地を分譲する際には、土地貸付一覧表にて分譲土地における電柱等の貸付状況を確認するとともに、現地を確認することで、貸付終了の手続を漏れなく適切に行えるよう、組織として再発防止を図った。

また、分譲担当から管理担当へ分譲の予定を定期的に提供することで、情報共有を密にすることや、土地分譲の執行伺いの際に、分譲地に電柱等の貸付や設置がないかを、確認者及び管理職員が再度確認を行うこととし、チェック体制を強化した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その22

1 監査対象機関 企業局土地管理部資産管理課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 7月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果
 - ア 区分 注意事項
 - イ 内容

行政財産使用料等に係る遅延利息の収入事務において、調定額を誤り、過納となった事例が複数認められたことから、再発防止策を徹底し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、行政財産の使用許可等の後に組織統合が行われたことにより、適用規程が変更となったにも関わらず、根拠規程の読替えによらずに遅延利息の調定を行った事案である。

再発防止策として、遅延利息を調定する際は、適用する根拠規程や利率を慎重に確認することとし、特に組織改正や規程の改正が行われた際には、経過措置による規定の読替えの要否等、旧規程の取扱いを確認するよう課内で徹底することとした。

また、内部統制の整備において、遅延利息の調定等に関する事務フローを追加のうえ、複数職員による確認を徹底するなど、チェック体制を強化した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その23

1 監査対象機関 企業局土地管理部土地分譲課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 7月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果
 - ア 区分 注意事項
 - イ 内容

土地譲渡契約において、分割利息及び遅延利息を算出する際に、利率の適用を誤り過徴収となった事例が認められたことから、再発防止策を徹底し、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

当該契約における分割利息は、契約日前日の利率で算出すべきであったが、誤って1年前の利率を適用してしまった。当該利率は頻繁に更新されるものであり、常に利率の変動に注意を払っておく必要があった。また、チェックすべき職員も十分な確認ができていなかった。

担当者が契約書を作成する際には、利率の根拠資料を添付して適用利率等を慎重に確認するとともに、担当者の作業終了後は確認者によるダブルチェックを徹底し、管理職員等においては、決裁時にダブルチェック後の確認漏れも考慮して利率等の確認を行うこととするなど組織として再発防止を図った。

また、当課では、本案件も含めて土地分譲事務の中で誤りの発生しやすい事案の研究を行うこととし、この事案を教材に勉強会を2回行った。今後も、分譲事務を行う際の手順書として作成している「造成土地等分譲事務の手引」を活用し、研修等を通して適切な分譲事務の徹底を図っていく。

さらに、内部統制の整備において、既に整備済みの土地分譲事務の事務フローに、分割利息が発生した場合の事務フローを追加した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その24

1 監査対象機関 千葉水道事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 7月 5日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

資金前渡口座振替に係る支払について、不適切な支払が発生した事実が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、口座振替払の公共料金の支出伝票の未起票により、資金前渡口座の残高が不足し、このため公用車の自賠責保険料及び重量税を職員が立替払したものである。

支出伝票の未起票については、公共料金の内容別に支払期日を明示する日程表を作成し、起票期日を正確に把握する体制を整備する等、組織として再発防止を図った。

また、自賠責保険料及び重量税の立替払については、残高の不足等が生じた場合には、必ず管理職員・経理課へ報告して対応方法の指示を仰ぐよう周知した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月16日

その25

1 監査対象機関 がんセンター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 7月19日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

前回の監査に続き、備消耗品費の執行において、支出負担行為手続が遅延している事例が多い実態が認められたことから、今後はより一層適正な事務手続を行うこと。

(イ) 注意事項

治験薬臨床研究受託費及び行政資産使用許可に係る調定伝票の起票が遅延した事例が認められたことから、再発防止策を徹底し、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、業務量が多く事務手続が滞ってしまったことや、病院内の各部署で見積書を徴取した際に事務局への提出が遅れたことにより生じた事案である。

再発防止策として、各部門の長が出席する運営経営会議を通じて、事務局以外で見積書を受領した場合は早急に事務局へ提出するよう関係者に周知徹底した。また、事務局においても、定期的に管理課内で物品発注業務に係る打合せを行い、相互に業務の確認・フォローを行うとともに、各職員の業務の進捗状況を「見える化」する管理表を作成した。

(2) 注意事項

本件のうち、治験薬臨床研究受託費に係る調定遅延については、過年度の請求漏れが発覚した後、事務局担当者が業務多忙で処理を失念したことにより生じた事案である。行政資産使用許可に係る電気使用料金の調定遅延については、人事異動時の引継ぎ不足により生じた事案である。いずれも、担当者から管理職員への報告や管理職員による担当者への指導が十分でなかったことが要因である。

再発防止策として、案件や事務処理期限について管理職員と担当者の定期的なミーティングにおいて、担当者から管理職員に報告を行うことによって情報共有を徹底すること、事務執行時には担当者と補助者によるダブルチェックを行うこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月8日

その26

1 監査対象機関 救急医療センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 7月19日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

支出負担行為が6か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、公用自動車運行管理業務委託の委託料の支払いにあたり、本来毎月支出負担行為伝票を起票するべきところを6か月以上遅延したものである。

再発防止策として、マニュアルを作成し、チェックリストに沿って担当者が確認を行うこととした。

また、パソコン上で職員共通で使用できるスケジュール機能に支払期日を記載し、事務補助者、管理職員が確認する体制を整えた。さらに、お互いの確認漏れを防ぐため、支払手続が進んでいない場合は、原則、事務補助者が事務担当者へ確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年2月8日